

令和7年度

## 施設サービス利用料金のご案内

【入所利用サービス】

介護保険法に基づいた介護保険給付による一部負担費用と、食事・居住費の合計額をご利用に応じてご負担いただきます。

介護区分		介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5				
基本サービス費 2割 (1日の基本利用料金)		¥1,742	¥1,894	¥2,028	¥2,144	¥2,250				
主な利用加算費 (1日)	介護職員処遇改善加算 I	¥156	¥168	¥178	¥187	¥195				
		所定単位数 (基本サービス+加算※) × 7.5% ※下記および裏面 その他の加算により金額が異なる								
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)	¥102	施設基準第五十五号に掲げる算定式により算定した数が70以上である事 介護保険施設サービス費(I)の在宅強化型を算定していること							
	認知症ケア加算	¥152	厚生労働省の定める認知症専門施設としての基準を満たしている場合							
	サービス提供体制強化加算 I	¥44	介護福祉士配置率 80% か 勤続10年以上介護福祉士 35%以上							
	夜勤職員配置加算	¥48	厚生労働省が定める夜間勤務職員数の配置をしている場合							
	認知症チームケア推進加算 I	月 ¥300	認知症専門研修の取得者を1名以上配置し、認知症ケア計画も元に提供 ※下記(目安)料金は、1日10円で計算しております							
	地域区分	行政が指定する各地域ごとの人件費地域差の調整加算 岐阜県美濃加茂市=7級地と指定 (基本報酬+加算) × 1.014								
	その他の 加算	状況に応じて別途請求 (裏面:その他の加算参照)								
	食事費用	¥1,630	内訳 : 朝食 ¥430 昼食 ¥600 夕食 ¥600							
居住費		¥510	内容 : 水道光熱費等の費用							
1日の料金 (目安)		¥4,420	¥4,586	¥4,732	¥4,859	¥4,975				
月額料金 (目安:30日)		¥132,600	¥137,580	¥141,960	¥145,770	¥149,250				

## その他の加算

加算種類 及び 内容	料 金	加算種類 及び 内容	料 金
初期 加 算	(I) ¥120/日 (II) ¥60/日	療 養 食 加 算 (1食)	¥12/回
(I)急性期医療機関から一般棟(30日以内)を経て老健入所の場合 (II)過去3ヶ月当該施設に入所していないこと/認知症ランクⅢ・Ⅳ・M=1ヶ月間		医師の指示により、入所者の年齢・心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合	
① 外 泊 時 費 用	¥724/回	退所時情報提供加算	(I) ¥1000/回 (II) ¥500/回
② 外 泊 時 費 用 (在宅サービス利用)	¥1600/回	(I) 入所者が居宅へ退所した場合 (II)入所者が医療機関へ退所した場合	
①外泊に伴う費用 ②退所が見込まれる入所者に対し、試行的に在宅サービス提供を目的とした外泊を行う場合			
安全 対 策 体 制	¥40/回	高齢者施設等感染対策向上加算	(I) ¥20/月 (II) ¥10/月
資格者の配置及び安全対策体制による設備が整っていること(1人につき1回)		新興感染症に対する体制・設備があり、感染症発生における対応の取り決めがあり、協力病院等との連携が図れること。	
入所前後 訪問指導加算 (I)	¥900/回	入退所前 連携加算	(I) ¥1200/回 (II) ¥800/回
入所予定者の入所予定日前30日～入所後7日の間に居宅を訪問し、施設サービス計画の策定を行った場合【入所中/1回を限度】		(I) 退所後に利用するサービスを介護支援事業者方針を策定した場合 (II) 退所前に情報提供と退所後の居宅サービス等の調整を行った場合 【利用者1名に対し1回を限度】	
生産性向上推進体制加算	(I) ¥200/月 (II) ¥20/月	経口維持加算 (I)	¥800/月
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること		摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる際に、医師より食事摂取のための特別管理指示の下、栄養管理を行った場合	
短期集中リハビリテーション実施加算	(I) ¥516/日 (II) ¥400/日	排せつ支援加算 (I)	¥20/月
入所日から、3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合		排泄に介護を要する原因等についての分析、分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施した場合	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	(I) ¥480/日 (II) ¥240/日	褥瘡マネジメント加算 (I)	¥6/月
入所日から3月以内1週3日を限度として、集中的なリハビリテーションを行った場合【1週間/3回を限度】		褥瘡ケア計画に基づいて、入所者ごとに褥瘡に対する管理を実施(3ヶ月に1回以上の評価を行う)	
リハビリマネージメント計画書情報加算	(I) ¥106/月 (II) ¥66/月	退所時栄養情報連携加算	¥140/回
医師及び各職種と共に、リハビリテーション実施計画を策定し、継続的なリハビリの管理を行う場合 要:ご利用者・家族への説明と同意		退所時の栄養管理情報に関する連携加算	
口腔衛生管理加算	(I) ¥180/月 (II) ¥220/月	協力医療機関連携加算(基準2)	¥10/月
(I)口腔衛生の管理【月2回 歯科衛生士による口腔ケア】 (II) Iに加え、厚労省へのデータ提示と(厚労省からの)指示・指導の活用 ※歯科医師又は歯科衛生士による指導/年2回以上)		協力医療機関と連携している場合	
所定疾患施設療養費	(I) ¥478/日 (II) ¥960/日	緊急時治療管理加算	¥1036/回
(I)肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎治療の算定【月1回7日間を限度】 (II)治療による投薬・検査・注射・処置等が行われた場合【月1回10日間を限度】		病状が重篤となり、投薬・注射・処置を医師が行った場合【月に1回/連続する3日を限度】	
科学的介護推進体制加算	(I) ¥80/月 (II) ¥120/月	ターミナルケア加算	¥144 ¥320 ¥1,820 ¥3,800
利用者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症状況等の心身の状況等を厚労省に提出、厚労省からの情報を活用しサービス向上を図る (II) Iに加え、疾病状況/薬剤情報の提出と譲歩活用		医師により回復の見込みがないと診断され、計画作成のもと、ターミナルケア対応を行った場合 (差異:対応期間・内容による)	

## その他費用

洗濯費用 (業者委託)	¥3,300／1ヶ月	理美容代	【男性】丸刈り ¥1,000 カット ¥1,500 【女性】カット ¥1,500
	退所時ネット手数料／¥660		